

住民とともにすす

消防防災施設の充実

消防水利については、消防法の規定により、必要な場所に消火栓を設置します。また、大規模地震による災害時には上水道が不能となることが予想されるため、その対策として、第2次避難所である体育館や学校等に防災井戸を整備しています。

環境公害対策の充実

公害発生を未然に防止し、緑豊かな自然環境を図るとともに、廃棄物の不法投棄防止のため、監視体制を強化します。

中学校建設について

光中学校の建て替え工事は、今年度から始まり、平成15年度までの3年間でを行います。校舎棟及び講堂棟は、14年中に完成する予定ですが、野球場及び陸上グラウンド等の校庭整備、外

構工事等は15年度完成になります。

事業費は、設計料、周辺道路整備を含む外構工事費、備品購入等で総額29億円程度になる予定です。



中学校完成予想図

文化財への補助金について

町指定の文化財が老朽化等により整備が必要となった場合は、文化財の適正な保存管理とその活用を図る観点から経費の2分の1以内で補助金を交付します。



要望・意見を発表する各地区の出席者

市町村合併について

国においては平成17年3月31日までとする「市町村の合併の特例に関する法律」が改正されるなど、自主的な市町村合併を支援するための制度が拡充されました。また、千葉県でも、知事を本部長とする市町村合併支援本部が設置されるなど、各種支援事業が展開されています。

光町としても市町村合併は時代の流れであると認識しておりますが、地域の将来を左右する大きな問題でもありますので、議会や町民の皆さんの意見を参考にしながら慎重に検討していきたいと考えております。

考えよう私たちのまちの将来を

住民の生活圏の拡大、多様化するニーズ、

地方分権社会の到来、厳しさを増す財政状況

今、新しい世紀を迎えて、

市町村を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

地域の将来と市町村合併について、考えてみませんか。

都市計画について

町では、活力ある文化環境都市を将来像に定め、豊かな自然環境のもとで、生き生きと住み、働き、憩い、交わる、まちづくりを目標に都市計画に関する基本的な方針を定めました。

この方針に基づき、豊かな自然環境と農業との調和を図りつつ、橋場地区及びその周辺の市街地をはじめ、海岸地区の住宅地や日吉地区の工業地を核として、合理的な土地利用を図るとともに、都市として必要な道路を整備するため、本年5月11日に都市計画の区域の指定を受け、用途地域及び都市計画道路を決定しました。

これにより、無秩序な開発や土地利用を抑制し、計画的な町土の発展を図ることができます。このほか、危険な建築物が建築されることのないよう、建築確認申請が必要になったことや、土地の取り引きや開発行為を行う場合などの手続きも変わりました。

都市計画決定した用途地域と

都市計画道路の図書は

都市建設課都市整備室で確認できます。